

## 職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会

## 令和5年度中間とりまとめ(案)

## 1 はじめに

## (1) 作業部会の設置経緯、趣旨

- 「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」(以下「検討会」という。)においては、「基礎的研修」の確立に加え、障害者の就労支援に係る専門人材の高度化に向けた階層研修の再構築及び専門人材の社会的ステータスの向上とそれによる人材確保について検討することが必要であると結論付けられている。
- 特に職場適応援助者(以下「J C (ジョブコーチ)」という。)については更なる専門性の向上に向けた研修の見直しや、一定の資格としての位置付けを検討してはどうかといった方向性が示されたところであり、これを踏まえ、J Cが期待される役割を一層果たしていくため、「職場適応援助者の育成・確保に関する作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置し、改めて職場適応援助に係る支援の在り方及び人材育成・確保に向けた方策について、令和4年度以降検討を行ってきた。
- 作業部会は、令和6年度も引き続き議論を行うこととしており、令和5年度中間とりまとめは、今後の検討を進めるに当たり、令和5年度内に議論された内容について中間的に整理を行ったものである。

## (2) 令和4年度中間とりまとめの概要

- 作業部会は、令和4年度から継続して議論を行っており、令和5年度内の整理を行う前に、令和4年度中間とりまとめについて概説する。

## ア 狭義のJ C支援に求められる役割・スキルの整理

- 基礎的研修の内容を踏まえたJ C養成研修の見直しを行う前提として、狭義のJ Cに求められる役割・スキルを次のとおり整理した。
  - ・ 職場適応援助者助成金(以下「助成金」という。)の対象となり、課題を抱える特定の障害者・企業に対する職場適応に関する専門的な支援を「狭義のJ C支援」とし、
  - ・ 「狭義のJ C支援」について、これまでの「仕事を教える」という役割に加え、

1 企業と障害者との調整による合意形成や関係機関とのコーディネートを行う「調整  
2 役、橋渡し」という役割が大きくなってきている。

### 3 イ J C養成研修のモデルカリキュラムの見直し（別添1参照）

- 4 ○ 「狭義のJ C支援」に求められる役割・スキル及び基礎的研修の内容を踏まえた見  
5 直しを行った（基礎的研修と重複する科目・内容の取扱い、新規に追加する内容等）。

### 6 ウ 広義のJ C支援（上級J Cが行う支援）

- 7 ○ 検討会における、階層研修の再構築及び専門人材の育成・確保に向けた議論を踏ま  
8 え、特定の障害者・企業に対する支援である「狭義のJ C支援」に留まらない他のJ  
9 Cへのスーパーバイズやコーディネート等を含む支援を「広義のJ C支援」と定義  
10 し、これを行うJ Cを上級J Cとした。上級J Cを育成するための研修の必要性、そ  
11 の人材像について以下のとおり整理した。

- 12 ・ J Cを専門人材として育成するための研修については、ゼロステップの基礎的研  
13 修、J C支援に特化したJ C養成研修を修了した後、実務経験や培ったスキルを論  
14 理的・体系的に整理し、他のJ Cへスーパーバイズ等を行う指導者として必要な知  
15 識・スキルを習得するための上級J C研修を設定し、階層的な研修として再構築す  
16 ることにより専門性を高めていく必要がある。
- 17 ・ 上級J C研修を設定するに当たり、上級J Cの人材像、業務の範囲について整理  
18 を行った（別添2参照）。

### 19 エ J C支援<sup>1</sup>の活性化に向けた対応（助成金額、申請手続の簡素化）

- 20 ○ 助成金額について、業務量に見合わないなどの意見を踏まえ、令和6年度より引き  
21 上げ等を行うこととした。
- 22 ○ 助成金申請手続の簡素化のため、職業リハビリテーション計画の作成及び支援計  
23 画承認手続については、一定の要件に該当する場合は不要とする方向で引き続き議  
24 論することとした

### 25 オ その他

- 26 ○ 作業部会において、障害者や支援者等の意見を踏まえた議論を行うため、関係団体  
27 からJ C支援に対する意見・要望等についてヒアリングを実施した。

---

28  
<sup>1</sup> 「J C支援」と記載する場合、狭義のJ C支援及び広義のJ C支援の双方を指す。以後、同じ。

1 2 令和5年度の作業部会における議論

2 (1) J C支援の活性化に向けた対応

3 ア 助成金制度の見直しの概要（申請手続の簡素化等）

4 ○ 令和4年度において、職業リハビリテーション計画及び支援計画承認手続の簡素  
5 化を行うこと、また、ペア支援可能なJ Cの範囲について議論がなされたため、引き  
6 続き検討を行った。

7 ○ なお、簡素化については、イ「地域における関係機関との連携、周知」にて議論さ  
8 れた、助成金活用J Cのデータベースを活用することとなるため、データベースの構  
9 築後に実施する。

10  
11 [ 職業リハビリテーション計画 ]

12 ○ J C支援に当たり必要となる地域障害者職業センターにおける職業リハビリテー  
13 ション計画の作成を省略することができるJ C所属法人の要件を以下のとおり設定  
14 する。

- 15 ・ 助成金を活用した一定の支援実績（現に支援を実施しているもの）があるJ C（経  
16 験豊富なJ C）が在籍している法人であること
- 17 ・ 計画作成を省略することについて、事前に助成金業務を行う独立行政法人高齢・  
18 障害・求職者雇用支援機構（J E E D）の確認を受けていること

19 [ 支援計画承認手続 ]

20 ○ 地域障害者職業センターによる支援計画承認手続を省略する場合の要件について、  
21 支援の質の担保の観点から以下のとおり設定する。

- 22 ・ 法人内に、上級J Cが在籍しており、計画内容の妥当性を客観的にチェックで  
23 きる体制があること（上級J Cが一定数確保されるまでは、経験豊富なJ Cも対象  
24 とする。経験豊富なJ Cについては、一定の支援実績により判断する）

25 また、法人内に上級J Cが在籍しておらず、チェック体制がない場合は、上級J  
26 Cを配置している他の機関による支援計画の確認を受けていること

- 27 ・ 支援計画承認手続を省略することについて、事前にJ E E Dの確認を受けている  
28 こと

29 [ ペア支援 ]

1 ○ 訪問型・企業在籍型共通

- 2 ・ 初回支援について、配置型 J C 以外の上級 J C とのペア支援も可能とする（上級  
3 J C が一定数確保されるまでは、経験豊富な J C もペア支援可能とする）。その場  
4 合、助成対象とする支援回数について、上限設定を行う。

5 ○ 訪問型

- 6 ・ 訪問型 J C は、J C 養成研修修了後 1 年に達するまでの間に J E E D の支援スキ  
7 ル向上研修修了者とのペア支援を行う場合、初回の支給対象期に 8 回まで助成対象  
8 となっているが、この助成対象について、以下の観点において拡充を行う。
- 9 ・ ペア支援可能な J C として、支援スキル向上研修修了者に替えて、上級 J C（上  
10 級 J C が一定数確保されるまでは、経験豊富な J C）を対象とする。
- 11 ・ J C 養成研修修了後 1 年に達するまでの間となっている対象期間を延長するこ  
12 ととする。この場合、ペア支援可能となっている回数は、初回の支給対象期に 8 回  
13 までとなっているが、支援対象期間を通じて 8 回までとする。

14 ○ 企業在籍型

- 15 ・ 企業在籍型 J C について、企業内に上級 J C が配置されていない場合、人材育  
16 成の観点から、訪問型 J C であり上級 J C である者（上級 J C が一定数確保される  
17 までは、経験豊富な J C）とのペア支援を可能とし、当該訪問型 J C による支援を  
18 助成対象とする。

19 [ ペア支援可能な J C の情報管理 ]

- 20 ○ 厚生労働省において、J E E D、厚生労働大臣指定の J C 養成研修機関<sup>2</sup>、J C 関  
21 係機関等から情報を収集するための仕組みやオンラインで確認可能な環境を構築す  
22 る。

23 [ 経験豊富な J C の要件 ]

- 24 ○ 職業リハビリテーション計画及び支援計画承認手続を省略する場合並びにペア支  
25 援を行う場合の経験豊富な J C の要件について、
- 26 ・ 訪問型職場適応援助者助成金については、J C の支援件数を要件として設定する

---

<sup>2</sup> 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 20 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める研修を実施する研修機関

1 こととし、直近3年間で20件以上とする。

- 2 ・ 企業在籍型職場適応援助助成金については、現行、同一の事業所内での2回目以  
3 降の支援は支給対象とならないため、件数を確保することができず、基準の設定が  
4 困難である。そのため、令和6年度以降の見直し（2回目以降も可）の施行状況を  
5 踏まえ検討することとする。

#### 6 〔支給申請期間〕

- 7 ○ 支給申請の単位期間を6か月から3か月に短縮してはどうかとの意見が多数あつ  
8 たことから、申請事務や審査事務の負担増とのバランス、納付金助成金制度全体の見  
9 直しを踏まえた運用状況等を踏まえて検討することとする。

#### 10 イ 地域における関係機関との連携、周知

- 11 ○ J C支援活性化のためには、地域レベルでの育成・確保の取組が必要であり、厚生  
12 労働省（都道府県労働局、ハローワーク含む）、地域障害者職業センター、障害者就  
13 業・生活支援センター等の関係機関によるネットワーク形成のため、今後、都道府県  
14 労働局単位で以下の取組を進める（別添4参照）。

##### 15 i) 助成金活用 J Cのデータベース構築

- 16 ・ 厚生労働省において、J Cの助成金活用による支援実績等の情報を収集し、厚生  
17 労働省及びJ E E Dが助成金を活用しているJ Cの情報をオンラインで確認可能  
18 なデータベースを構築する。

##### 19 ii) 連絡会議の活用

- 20 ・ 都道府県労働局及び障害者就業・生活支援センターは、現在両機関で開催されて  
21 いる連絡会議等の場を活用し地域の支援機関等とのネットワーク作りの推進や地  
22 域における支援実態の共有を行う。連絡会議の開催にあたっては、両機関から地域  
23 の支援機関等<sup>3</sup>の参加を促すこととする。
- 24 ・ 地域障害者職業センターは、連絡会議に参加し、共有されたこれらの実態等を把  
25 握する。

##### 26 iii) 地域内のJ C人材の把握、育成・確保

---

27 <sup>3</sup> J C支援実施事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、自治体設置  
の就労支援機関、障害者雇用企業等を想定

- ・ 地域障害者職業センターは、データベースにより把握した J C の活動状況に加え、連絡会議への参加により地域の支援資源を把握し、引き続き地域内の J C 人材の計画的な育成・確保行う（例：支援が手薄な地域における J C 養成研修の受講勧奨等）。これにより、地域の J C 支援の活性化に向けて、引き続き中心的な役割を担う。

#### iv) フォローアップ研修の拡充強化

- ・ 地域障害者職業センターが実施する J C 養成研修修了者へのフォローアップ研修（サポート研修）について、地域ニーズを踏まえて充実強化することにより、地域内の支援力向上及び J C 間の横のつながりを強化する。

## (2) 今後の J C 及び上級 J C の育成・確保

### ア J C 養成研修機関の在り方

- 企業や就労支援関係者からの受講ニーズに対応するとともに、J C の地域偏在を解消し、全国的に育成していくため、研修の質を担保しつつ、J C 養成研修の受講機会の確保、更なる拡大に向けて、J C 養成研修機関の在り方について検討を行った。

#### 〔 研修実施方式 〕

- ・ J E E D では、実施回によっては、「対面方式」又は「講義中心科目をオンライン形式、演習中心科目を対面方式」で実施している。企業実習は、受講者の各地域（地域障害者職業センター）において実施している。
- ・ また、J C 養成研修機関であるジョブコーチ・ネットワークでは、モデルカリキュラムを基礎課程と実践課程に再構成し、基礎課程ではオンライン形式による講義で一斉に実施、実践課程では対面形式の演習等を複数の地域において日程を変えて実施している。実践課程では、各地域の企業や就労支援機関と協力・連携しながら実施することで、地域における研修講師の育成にもつながっている。
- ・ これらの取組を踏まえ、研修の質や効果を維持しつつ、オンラインによる効率的な方法も活用し、受講機会の拡大を図る。

#### 〔 高等教育機関 〕

- ・ 高等教育機関の指定要件について、令和 5 年 3 月に講師に係る常勤要件の削除、在学生だけでなく社会人を対象とした研修も可能とするなどの改正を行った。この

1 改正について広く周知を行うとともに、高等教育機関と意見交換を行いながら、引  
2 き続き可能な対応を行う。

- 3 ・ 障害者の支援に係る資格（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公  
4 認心理師、作業療法士等）の養成課程をもつ高等教育機関に対して、ＪＣ支援やＪ  
5 Ｃ養成研修機関の指定について周知を行う。

6 〔その他〕

- 7 ・ ＪＣ養成研修機関の指定要件のうち、助成金活用件数などのボトルネックとなっ  
8 ている要件について見直しを行ってはどうかとの意見があったため、厚生労働省に  
9 おいて必要な見直しを行う。

#### 11 イ 地域におけるＪＣ及び上級ＪＣの育成・確保

- 12 ○ ＪＣの地域偏在を解消し、安定的に確保できるようにするため、各地域において以  
13 下のとおりＪＣ及び上級ＪＣの育成を進める。

- 14 ・ 地域障害者職業センターは、ＪＣ支援活性化のためのネットワーク形成の仕組み  
15 （上記２（１）イ参照）を活用して、地域内の障害者の就労支援を行っている人材  
16 を把握し、必要な地域において、研修受講を推奨する等の計画的な育成を行う。

- 17 ・ 厚生労働省は、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者等にＪＣ養成研  
18 修及び上級ＪＣ研修の受講を促すことにより、ＪＣの地域偏在の解消、地域のＪＣ  
19 支援の活性化につなげる。

- 20 ○ ＪＣ養成研修修了者に対して、フォローアップ研修への参加を積極的に勧奨し、グ  
21 ループワーク等における交流を通じて、ＪＣ養成研修修了者及びＪＣ養成研修修了  
22 者が所属する機関の横のつながりを構築・強化する。

#### 24 (3) 上級ＪＣ研修の在り方

##### 25 ア 上級ＪＣ研修モデルカリキュラム

26 〔カリキュラム全般〕

- 27 ○ 上級ＪＣの人材像、業務の範囲として令和４年度中間とりまとめにおいて整理し  
28 た内容を踏まえ、上級ＪＣ研修のモデルカリキュラム及び各科目の講師の要件につ  
29 いて、別添３のとおり設定する。

1 ○ 上級 J C について、障害者の雇用を支える高度な人材として求められるスキルは  
2 統一されていくものであると考えられるため、研修の構成については、訪問型・企業  
3 在籍型に分類せず設定する。

4 ○ 各研修機関におけるカリキュラム設定にあたっては、モデルカリキュラムの科目・  
5 内容及び研修時間の範囲内で、各科目の内容、形態、時間の設定について、一定の裁  
6 量を認めることとする。

7 ○ 各研修機関の実際のカリキュラムにおいて、演習、事例検討、ロールプレイ、スー  
8 パーバイズの指導等、実践的な手法を十分に採り入れることとする。事例検討につ  
9 ては、講師からの事例紹介だけでなく、受講者同士のディスカッションを中心とす  
10 る。

#### 11 [ 企業実習 ]

12 ○ 上級 J C 研修受講者は、障害者を雇用する企業への一定の支援実績を有する者と  
13 するため、モデルカリキュラムにおける企業実習は任意科目とする。

14 ○ 企業実習を行う場合、各研修機関により実施目的を明確にした上で、実践的な内容  
15 を設定する（例：企業が抱える問題について解決に向けた一連の流れを経験できるよ  
16 うにする、特例子会社以外の一般企業での実習を行う、障害者雇用経験に乏しい中小  
17 企業への実習など）。

18 ○ 企業実習を行う場合、事前の説明・演習や事後の振り返り部分について、その目  
19 的・内容に関する科目に組み入れることも可能とする。

#### 20 [ 時間数 ]

21 ○ 総研修時間を 28 時間以上（企業実習を除く）としている点について、受講者の負  
22 担軽減の観点から、各研修機関において以下の対応を可能とする（厚生労働省におい  
23 て実施要領等により留意事項を提示する）。

24 ・ 講義部分はオンライン（ライブ）方式<sup>4</sup>を採用する（オンライン 1 日 + 対面 3 日  
25 を想定）。

26 ・ 事前に課題を与えて整理させ、その時間を演習時間に含める。

#### 27 28 イ 上級 J C 研修の実施（実施主体、実施方法、受講要件等の考え方）

---

<sup>4</sup> ライブは、講師、受講者間で双方向のコミュニケーションが可能な方式、オンデマンドは録画視聴方式をいう。



1      〔 実施主体 〕

- 2      ○   J E E Dのほか、厚生労働大臣指定の J C 養成研修機関のうち、実施体制等につい  
3          て一定の要件を満たす機関を実施主体とするが、その場合の要件については、J C 養  
4          成研修及び上級 J C 研修の双方の実効性を担保する観点から、①法人であること、②  
5          実施体制の確保、③ J C 養成研修の実績（直近 3 年間の最低年 1 回の継続実施）とす  
6          る。

7      〔 実施方法 〕

- 8      ○   研修の実施方法について、短期間にまとめて実施する「集中方式」か、各科目を  
9          一定期間内に受講する「分散方式」を採用するかどうかについて、各方式のメリッ  
10         ト・デメリットを踏まえ、各上級 J C 研修実施機関が選択できることとする。
- 11     ○   研修の実施手法について、実践的な演習が中心であるため、原則として対面実施  
12         とし、講義部分はオンライン（ライブ）実施を可能とし、研修機関において繰り返し  
13         学習が必要と考える内容などについては、付加的にオンライン（オンデマンド）実施  
14         も可能とする。なお、オンライン実施の場合は、受講の確認、研修効果の確保の観点  
15         から、研修機関及び受講者双方に適切な受講環境の整備を行うことを必須とする。

16     〔 受講要件の考え方 〕

- 17     ○   上級 J C 研修の受講要件については、①及び②のいずれも満たすこととする。
- 18         ①   J C 養成研修を修了していること
- 19         ②   一定の実務経験があること
- 20     ○   「一定の実務経験」については、上級 J C の質と数を確保する観点から、
- 21         ・   助成金を活用して支援を実施した経験年数
- 22         ・   障害者の一般就労にかかる支援<sup>5</sup>を実施した経験年数
- 23         を合計した期間とし、いずれか一方のみの経験年数でも可とする。
- 24     ○   「一定の実務経験」の年数について、J C 所属法人へのヒアリング結果や他の国家  
25         資格における受験資格の状況を踏まえ「3年」とする。
- 26     ○   また、3年の実務経験のカウント方式について、

---

<sup>5</sup> 障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所、地方公共団体が設置する支援機関、特例子会社、一般企業の人事部、ハローワーク、地域障害者職業センター等において、J C 支援（広義・狭義）、一般就労に関する支援、支援内容に係る管理的な業務（支援内容の指導等）など実施している期間等。

- 1       ・ 他者へのスーパーバイズを行い地域の支援力を向上させる人材を上級 J C とし  
2       て育成するため、 J C 養成研修修了後に 3 年の実務経験が必要であるとする意見  
3       と、
- 4       ・ 実務経験を積んだ後、キャリア形成の一環として支援スキル向上や他者へスーパ  
5       ーバイズを行う手法を学ぶため、 J C 養成研修を受ける者も存在することから、 J  
6       C 養成研修修了前の実務経験も一定カウントすべきとの意見があった。
- 7       ○ 上級 J C 研修は、能力評価よりも人材育成が目的であることを踏まえ、 J C 養成研  
8       修修了前の実務経験も一定カウントし、より多くの人材が上級 J C としてのノウハ  
9       ウを学ぶことも妥当と考える。このため、原則として J C 養成研修修了後に必要な実  
10      務経験は 3 年以上とするが、 J C 養成研修機関において想定する受講者層にあわせ  
11      て設定することも可能とする。ただし、この場合においても、 J C 養成研修修了後の  
12      一定の実務経験を必要とする。

#### 13 14   ウ 上級 J C 研修の推進

- 15      ○ 地域において経験豊富な J C や J C 養成研修受講後に障害者の就労支援を行って  
16      いる人材を把握し、上級 J C として育成していくことが重要である。
- 17      ○ 地域における関係機関連携（上記 2（1）イ、2（2）イ参照）の枠組みを活用し、  
18      各地域において経験豊富な J C 等を上級 J C として育成するため、上級 J C 研修の  
19      周知・受講勧奨等を行う。

### 20 21   (4) J C 等の資格化に向けた課題の整理

#### 22   ア 総論

##### 23   i) 資格創設の必要性

- 24      ○ 就労支援人材に係る資格創設については、検討会において、人材確保の方策と  
25      して議論されている。本作業部会においても、検討会における議論を踏まえ、 J  
26      C 支援の理念や支援方法・技術を活用して障害者の就労支援を行う人材を育成・  
27      確保していくため、以下の視点から資格創設の必要性について整理した。
  - 28          ・ 専門人材の社会的・経済的地位の向上、人材確保
  - 29          ・ 地域における障害者就労支援体制の強化

- ・ 障害者の一般就労の実現、雇用の質の向上

## ii) 他の国家資格の状況

- J C等の資格化に向けた検討にあたっては、既存の国家資格を概観することが有効であった。このため、国家資格の分類、労働行政において近年国家資格化されたキャリアコンサルタントの資格創設の経緯や仕組み<sup>※1</sup>、技能検定制度における職種の新設要件<sup>※2</sup>等を踏まえ、課題の整理を行った。

### ※1 国家資格キャリアコンサルタント

名称独占資格であり、試験、登録、養成、更新に関する業務は、厚生労働大臣が指定する民間機関が実施。国家資格化以前から能力評価試験が存在。

### ※2 技能検定職種の創設要件

- ① 既存の技能検定職種と競合しないこと。
- ② 高度な技能や専門的知識を要する等検定に値する職業能力が要求されること。
- ③ 技能及び知識を客観的に評価できること。
- ④ 検定すべき技能及び知識が、企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること。
- ⑤ 技能検定の対象となる職種における高度な職業能力を有する人材に対する需要が大きいこと又は増大していること。
- ⑥ 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること。

(「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告書(平成18年9月))

## イ 個別の課題整理

- 他の国家資格の状況を踏まえると、資格化の前提として、以下の課題があると考えられる。
  - ① その能力が専門的であり、かつ企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること
  - ② 客観的な能力評価が可能であること
  - ③ 職種・職業として社会的に認知されており、その能力を有する人材に対する社会的な需要が大きいこと又は増大していること
  - ④ 地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること
  - ⑤ 一般的に人材育成を担う業界団体、事業主団体等が存在すること
- 本作業部会におけるこれまでの議論も踏まえ、課題への対応について、以下の観点から検討を行った。

1  
2 i) 障害者就労支援に関して専門性を有する人材像の整理

- 3 ○ 本作業部会では、J C支援の活性化の観点から議論を行ってきたところ。今後、  
4 資格化を検討する人材像については、J C支援の理念や支援方法・技術をもつ人  
5 材を中核として、幅広く「障害者就労支援に関して専門性を有する人材」(以下「就  
6 労支援人材」という。)を対象として議論する。
- 7 ○ 今後予定されている専門人材の研修体系の構築による人材の育成状況（J C及  
8 び上級J Cを含む）を踏まえた人材像の整理を行う。
- 9 ○ J C養成研修修了者による助成金活動は低調である一方、障害者雇用をとりま  
10 く状況の変化（精神・発達障害者である求職者の増加、雇用率上昇等）に対応する  
11 ため、企業や就労支援関係者からのJ C養成研修のニーズは高い。就労支援人材  
12 の整理のため、J C養成研修修了者が働いているフィールド・業務内容について、  
13 既存の調査結果を踏まえつつ、必要な実態調査を行う。

14  
15 ii) 業界団体の必要性等

- 16 ○ 就労支援人材の育成を担う業界団体が創設されることにより資格化に向けた対  
17 応がより前進することとなる。
- 18 ○ 就労支援人材の育成を担う業界団体については、J C養成研修機関、J C運営  
19 法人、高等教育機関、特例子会社等の障害者雇用企業、障害者福祉サービス事業者  
20 等の多様な機関が関与していく必要がある。
- 21 ○ 当該団体によりJ Cの能力評価基準が設定され、継続的な能力評価試験の実施  
22 の実績が積み上げられていくことで、資格化に向けた対応がより前進するのでは  
23 ないか。なお、実務的には、試験実施方法（筆記・実技等）の検討、試験科目、試  
24 験問題作成、試験実施体制の確立、試験官育成等）への対応が必要となる。

25  
26 iii) J C支援の活性化

27 [ J Cの社会的認知度向上 ]

- 28 ○ 社会的認知度向上のため、J C支援の理念や支援方法・技術は、障害者雇用にお  
29 ける質の向上や一般就労の実現にとって有効であることを示すことが重要である。

- 1 ○ 地域における関係機関連携（上記2（1）イ、2（2）イ参照）の枠組みを活用  
2 し、地域のネットワークへのJCの参加の増加、データベースの構築により障害  
3 者・企業が活用しやすくするなどの取組を行う。

4 [ JCの全国的な養成 ]

- 5 ○ JC養成研修及び上級JC研修修了者の全国的な養成のため、（2）アの取組を  
6 進めるほか、  
7 ・ 研修受講機会の拡大のため、JC養成研修機関の育成・拡大を積極的に図る  
8 （大臣指定機関から新たに研修機関として指定を希望する民間法人等にノウハ  
9 ウを提供するなど）。  
10 ・ 「就労支援人材」の裾野を広げる観点から、基礎的研修についても、悉皆4者  
11 <sup>6</sup>以外の幅広い人材が受講できるよう、JC養成研修機関の育成・拡大を図る。  
12 ・ 就労移行支援事業や就労定着支援事業等を実施する障害者福祉サービス事業  
13 者においては、一般就労に向けた支援や職場定着支援を行うことから、JC養成  
14 研修の受講やJCとの連携した支援について、地域における関係機関連携の枠  
15 組みを活用して取り組む。

16  
17 (5) 今後の作業部会におけるJC等の資格化に向けた検討

- 18 ○ JC養成研修修了者の活動状況を踏まえた検討等  
19 ・ 就労支援人材の整理のため、JC養成研修修了者の活動状況について実態調査を  
20 行うこととする。実態調査の内容については、既存の調査結果<sup>7</sup>を踏まえ、検討を  
21 行う（直近3年間のJC養成研修修了者へのアンケート調査を想定）。  
22 ・ 実態調査の結果を踏まえ、就労支援人材の人材像や求められるスキルをどのよう  
23 に設定するか。また、就労支援人材が必要とされる業界や業種・職種等はどのよう  
24 なものが考えられるか。  
25 ○ 関係団体からのヒアリング

---

<sup>6</sup> 就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業所の就労定着支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者及び生活支援担当者

<sup>7</sup> 企業在籍型職場適応援助者による支援の効果及び支援事例に関する調査研究（JEED,2020）  
職場適応援助者養成研修のあり方に関する研究会報告書（厚生労働省,2021）  
ジョブコーチの知識及びスキルの明確化と職業能力評価基準の開発に関する研究（大妻女子大学,2023）

- 1           • 関係資格の業界団体、就労移行支援事業、障害者雇用企業等から、障害者の就労
- 2           支援においてどのような人材やスキルが必要か、どのような活用・活躍の場が想定
- 3           されるか等のニーズに関するヒアリングを実施する。